

第百二十八回国会 参議院 厚生委員会 會議録 第二二号

平成五年十一月四日(木曜日)
午後零時十分開会

委員の異動

十月二十一日 補欠選任 今井 澄君

十月二十五日 補欠選任 安永 英雄君

十月二十六日 補欠選任 堀 利和君

十月二十七日 補欠選任 堀 利和君

十月二十八日 補欠選任 堀 利和君

十月二十八日 補欠選任 堀 利和君

十月二十八日 補欠選任 堀 利和君

十月二十八日 補欠選任 堀 利和君

十月二十八日 補欠選任 堀 利和君

十月二十八日 補欠選任 堀 利和君

十月二十八日 補欠選任 堀 利和君

十月二十八日 補欠選任 堀 利和君

十月二十八日 補欠選任 堀 利和君

十月二十八日 補欠選任 堀 利和君

十月二十八日 補欠選任 堀 利和君

十月二十八日 補欠選任 堀 利和君

果原 君子君
堀 利和君
及川 順郎君
勝木 健司君
西山登紀子君

大内 啓伍君

岡光 序治君
寺松 尚君

厚生大臣官房長
厚生省健康政策
局長

事務局側
常任委員会専門
員

水野 国利君

本日国会に付した案件

○社会保障制度等に関する調査
(保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案に関する件)

○委員長(会田長栄君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十月二十一日、中尾則幸君が委員を辞任され、その補欠として今井澄君が選任されました。

○委員長(会田長栄君) 社会保障制度等に関する調査のうち、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、清水嘉与子君から委員長の手元に保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案の草案が提出されております。内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、まず提案者から草案の趣旨について説明を聴取いたします。清水嘉与子君。

○清水嘉与子君 ただいま議題となりました保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案の草案について、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

我が国における急速な高齢化の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、地域における保健指導の業務は重要性が著しく増大しており、これを担う質の高いマンパワーを確保していくことは、極めて重要な課題であります。

しかしながら、現状では、この地域保健業務は保健婦として女子にしか開かれていないことから、これを男子にも門戸を開き、地域保健の専門的な担い手を確保することが求められております。

このため、男子においても、厚生大臣の免許を受けて、保健士の名称を用いて保健指導に従事することができるとし、法律案の草案を提出した次第であります。

改正の内容は、保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子について、保健婦助産婦看護婦法の保健婦に関する規定を準用することとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとしております。

以上がこの法律案の草案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(会田長栄君) 本草案に対し質疑、御意見等がございましたら、御発言願います。

別御発言もなければ、本草案を保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(会田長栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(会田長栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

〔参照〕
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条の次に次の一条を加える。

第五十九条の二 保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子については、この法律中保健婦に関する規定を準用する。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に保健婦助産婦看護婦法第十九条第一号又は第二号の規定による指定を受けている学校又は保健婦養成所は、この法律による改正後の第五十九条の二の規定により準用する第十九条第一号又は第二号の規定による指定を受けたものとみなす。

第三条 保健婦助産婦看護婦法第十九条第一号の規定による指定を受けている学校において、この法律の施行の際現に保健士として必要な知識及び技能の修得を終えていない者又はこの法律の施行の際現に保健士として必要な知識及び技能

を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者は、保健士になるための国家試験を受けることができる。

（登録免許税法の一部改正）

第四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号（イ）（3）中「保健婦」の下に「保健士」を加える。

（看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第五条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「保健婦」の下に「保健士」を加える。

第十二条第三項中「保健婦」の下に「保健士」を加える。

十月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願（第一二六号）

一、患者給食の充実と改善に関する請願（第一二七号）

一、国民医療の改善等に関する請願（第一三四号）

一、患者給食の充実と改善等に関する請願（第一三五号）（第一三六号）（第一三七号）（第一三八号）（第一三九号）（第一四〇号）（第一四一号）（第一四二号）（第一四三号）（第一四四号）（第一四五号）

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願（第一四九号）（第一五一号）

一、国民医療改善に関する請願（第一五二号）

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願（第一五五号）（第一五七号）

第一二六号 平成五年十月八日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 東京都国立市東二ノ一七ノ八 稲川博己
紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第二二七号 平成五年十月八日受理

患者給食の充実と改善に関する請願

請願者 長野県飯田市山本八三ノ五 藤本はつね 外三百七十一名

紹介議員 今井 澄君

入院生活を過ごす患者にとって食事は大きな楽しみになるものでなければならぬ。それは、食欲のわくような献立と調理によって、闘病生活を続ける患者の「生きること」への意欲を引き出すものである。また、病院（患者）給食は、すべて「治療」につながる食事であり、治療の一環として医療に欠かせないものである。そして、患者に公平に給付されなければならない「治療食」である。このように、病院給食は、医師の処方に基づき、医学、栄養学を基礎に、患者の病態に応じた適切な食事をおいしく安全に調理し、食事を通じて患者の健康を回復させ、さらには、健康維持増進の役割を果たすものである。この病院給食を自己負担にして、さらに、経済的に豊かな患者とそうでない患者の給食内容に差をつけようとする政府の方向は、医学的、人道的に、また医療保障・保険給付という点から見ても、常識を逸したものと云わざるを得ない。私たちは、病院給食の充実・改善を願う立場から、自己負担拡大、業務委託でなく、保険給付と直営による患者給食の充実と改善を、そして、それを保障する診療報酬の充実・引上げを求める。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、治療食としての病院給食の位置付けを明確にし、自己負担の拡大でなく保険給付の充実を目指すこと。

病院給食への保険給付の制限・自己負担拡大の方向でなく、保険給付の充実による改善を目指すこと。また、病院給食に差別を持ち込む方向でなく、治療食としての給食の位置付けをより明確にすること。

二、委託化でなく直営での病院給食の充実を目指すこと。

医療機関の「医療」に対する責任があいまいにされ、営利を目的とした、そして病院給食のレベルダウンにつながる業務委託でなく、医療法の精神に沿って、医療機関が真に責任を持つ「直営」で改善を行う方向を強めること。

三、適時・適温等の給食内容改善、それを支える従事者の賃金、労働時間等労働条件改善のため診療報酬の充実・引上げを行うこと。

医療における病院給食の位置付けを明確にし、従事者の労働と技術を適正に評価し、病院給食改善に不可欠な社会保険診療報酬「給食料」を引き上げ、患者サービスの向上や、人身体制充実などの労働条件改善を目指すこと。

四、栄養士、調理師の最低配置基準を定めること。

必要要員数の設定には、一般食と特別食の割合、施設・機器の規模や水準、給食内容等、様々な条件が有るが、現行の栄養士の設置規定を充実させるとともに、現在、規定の無い調理要員（調理師等）についても最低配置基準を明確にし、全体のレベルアップを目指すこと。

第一三四号 平成五年十月十二日受理

国民医療の改善等に関する請願

請願者 長野県埴科郡戸倉町大字戸倉一、九一三 吉田桂子 外七百八十五名

紹介議員 今井 澄君

「健康で長生きしたい」、「いつでもどこでもだれでも、お金の心配なく安心して良い医療を受けたい」ということはすべての国民、患者の願いである。憲法第二十五条は、国民がひとしく健康で文化的な生活を送る権利をうたい、これらの願いを実現する国の責任を明らかにしている。しかし、政府はこの十年間、軍事費は増額する一方、医療・福祉への国庫負担を減らし、国民の負担を増やすなど、国民の命と健康をないがしろにしている。特に高齢者に対しては、顕著に表れている。老人を不当に差別し、入院が長くなるほど病院の収入が減る診療報酬制度の下で、高齢者の入院を病院が断らざるを得ない事態が生まれている。また差額ベッド代やおむつ代、お世話料といった保険外の負担も大きなものになっている。低い給付率や保険証の取上げなどで、公的保険で安心して医療が受けられない状況が拡大している。これらの状況は、老人保健法、健康保険法、国民健康保険法、医療法、診療報酬などの「改正」を通じて作り出されてきた。さらに病院給食を自己負担にする、医療法を再「改正」し医療の営利市場化を一層進める、公的保険による医療の範囲を狭める等々の「改正」を政府は検討している。社会保障としての公的医療保障制度を根本から崩し、国民・患者負担の医療制度にしようとしている。私たちはこのような事態を容認することはできない。こうした諸「改正」をやめるとともに、現在の実施されている差別的仕組みや保険外の負担の改善を強く要請する。医療内容を押し付けられる不十分な医療費保障の下で多くの医療機関が経営困難に陥り、倒産する所も増えている。安心して受診できる医療機関そのものも削減されている。深刻さを増す看護婦不足の下で、医療現場に働く労働者の仕事内容も大変厳しいものになっている。このことは入院しても十分な看護を受けられない状況を作り出している。看護婦を始め医療・福祉従事者の確保など、医療機関が患者の医療要求にまともに対応しきれなくなるよう、それを保障する診療報酬の改善が必要である。診療報酬の改善に当たっては国民・患者負担の増加にならぬよう国庫負担など公費で保障されるよう要請する。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、すべての患者・国民がいつでもどこでもだれもお金の心配なく安心して良い医療が受けられるよう、国庫負担を大幅に増やすなど、国の

医療・福祉への国庫負担を減らし、国民の負担を増やすなど、国民の命と健康をないがしろにしている。特に高齢者に対しては、顕著に表れている。老人を不当に差別し、入院が長くなるほど病院の収入が減る診療報酬制度の下で、高齢者の入院を病院が断らざるを得ない事態が生まれている。また差額ベッド代やおむつ代、お世話料といった保険外の負担も大きなものになっている。低い給付率や保険証の取上げなどで、公的保険で安心して医療が受けられない状況が拡大している。これらの状況は、老人保健法、健康保険法、国民健康保険法、医療法、診療報酬などの「改正」を通じて作り出されてきた。さらに病院給食を自己負担にする、医療法を再「改正」し医療の営利市場化を一層進める、公的保険による医療の範囲を狭める等々の「改正」を政府は検討している。社会保障としての公的医療保障制度を根本から崩し、国民・患者負担の医療制度にしようとしている。私たちはこのような事態を容認することはできない。こうした諸「改正」をやめるとともに、現在の実施されている差別的仕組みや保険外の負担の改善を強く要請する。医療内容を押し付けられる不十分な医療費保障の下で多くの医療機関が経営困難に陥り、倒産する所も増えている。安心して受診できる医療機関そのものも削減されている。深刻さを増す看護婦不足の下で、医療現場に働く労働者の仕事内容も大変厳しいものになっている。このことは入院しても十分な看護を受けられない状況を作り出している。看護婦を始め医療・福祉従事者の確保など、医療機関が患者の医療要求にまともに対応しきれなくなるよう、それを保障する診療報酬の改善が必要である。診療報酬の改善に当たっては国民・患者負担の増加にならぬよう国庫負担など公費で保障されるよう要請する。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

責任で公的保険を充実させ、良い医療と看護を保障すること。

1 より良い医療が受けられるよう、患者の負担を増やすことなく診療報酬を改善すること。

(一) 高齢者の入院制限の制度や差別の仕組みを無くすこと。

(二) 保険医療給付の制限をやめ、入院給食を保険から外さないこと。

(三) 差額ベッドの拡大など保険外負担を無くすこと。

(四) 保険で「良い入れ歯」が作れるようにすること。

2 国民が安心して受けられる健康保険制度にすること。

(一) 健康保険本人十割給付の復活など健康保険制度の改善をすること。

(二) 保険料(税)の引下げ及び減免制度の拡充、傷病休業手当・出産休業手当の給付など国民健康保険制度を改善し、保険証は無条件に交付すること。

(三) 高額療養費の限度額の大幅引下げなど、患者負担を改善すること。

3 六歳未満のすべての乳幼児医療費を無料にすること。老人医療無料を復活し、六十五歳以上とすること。

4 病院や診療所つづし、医療の営利化を進める医療法再「改正」を行わないこと。

5 公的保険で地域の医療・福祉を拡充すること。

(一) 国公立医療機関・保健所つづしをやめ、内容を拡充すること。

(二) 看護婦、歯科衛生士やヘルパーなど医療や福祉従事者の確保対策を強化すること。

(三) 老人保健福祉計画の実施に当たっては、国の財政的保障を明確にすること。

(四) 特別養護老人ホームを増やし、訪問

看護等の在宅医療・福祉を拡充すること。

第一三五号 平成五年十月十二日受理

患者給食の充実と改善等に関する請願

請願者 大阪府守口市寺方元町一ノ七〇

河合茂雄 外一万六千三百三十九名

紹介議員 市川 正一君

入院生活を過ごす患者にとって食事は大きな楽しみになるものでなければならぬ。それは、食欲のわくような献立と調理によって、闘病生活を続ける患者の生への意欲を引き出すものである。また、病院(患者)給食は、すべて「治療」につながる食事であり、治療の一環として医療に欠かせないものである。そして、患者に公平に給付されなければならない「治療食」である。このように、病院給食は、医師の処方に基づき、医学、栄養学を基礎に、患者の病態に応じた適切な食事をおいしく安全に調理し、食事を通して患者の健康を回復させ、さらには、健康維持増進の役割を果たすものである。この病院給食を自己負担にして、さらに、経済的に豊かな患者とそうでない患者の給食内容に差をつけようとする政府の方向は、医学的、人道的に、また医療保障・保険給付という点から見て、常識を逸したものであり、得ない。一方、患者の治療、療養に対し責任を持たなければならぬ医療機関が治療の一環である病院給食業務を営利企業に委託するようなことは、患者の立場から、また医療機関の根本法規である医療法の精神(「直営」、「非営利」)からしても許されるものではない。私たちは、病院給食の充実・改善を願う立場から、自己負担拡大、業務委託でなく、保険給付と直営による患者給食の充実と改善を、そして、それを保障する診療報酬の充実・引上げを求めている。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、治療食としての病院給食の位置付けを明確にし、自己負担の拡大でなく保険給付の充実を目指すこと。

病院給食への保険給付の制限・自己負担拡大の方向でなく、保険給付の充実による改善を目指すこと。また、病院給食に差別(患者の自由選択)を持ち込む方向でなく、治療食としての給食の位置付けをより明確にすること。

二、委託化でなく直営での病院給食の充実を目指すこと。

医療機関の「医療」に対する責任がいまいにされ、営利を目的とした、そして病院給食のレベルダウンにつながる業務委託でなく、医療法の精神に沿って、医療機関が真に責任を持つ「直営」で改善を行う方向を強めること。

三、適時・適量等の給食内容改善、それを支える従事者の賃金、労働時間等労働条件改善のため診療報酬の充実・引上げを行うこと。

医療における病院給食の位置付けを明確にし、従事者の労働と技術を適正に評価し、病院給食改善に不可欠な社会保険診療報酬「給食料」を引き上げ、患者サービスの向上や、人身体制充実などの労働条件改善を目指すこと。

四、栄養士、調理師の最低配置基準を定めること。

必要要員数の設定には、一般食と特別食の割合、施設・機器の規模や水準、給食内容等、様々な条件があるが、現行の栄養士の設置規定を充実させるとともに、現在、規定の無い調理要員(調理師等)についても最低配置基準を明確にし、全体のレベルアップを目指すこと。

五、病院調理師の資格制度をつくること。

病院調理師を、治療食としての患者給食を担うチーム医療の一員、「医療技術者」として位置付け、その資格、身分を明確にするため、「病院調理師」の資格制度をつくること。

第一三六号 平成五年十月十二日受理

患者給食の充実と改善等に関する請願

請願者 名古屋市天白区植田山五ノ一、七

〇二 村松恭子 外一万六千三百三十九名

紹介議員 九名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一三七号 平成五年十月十二日受理

患者給食の充実と改善等に関する請願

請願者 愛知県中島郡平和町大字六輪字塩

川五四七 小林理代子 外一万六千三百三十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一三八号 平成五年十月十二日受理

患者給食の充実と改善等に関する請願

請願者 埼玉県所沢市宮本町二ノ二二ノ一

六 岩元昌子 外一万六千三百三十九名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一三九号 平成五年十月十二日受理

患者給食の充実と改善等に関する請願

請願者 石川県金沢市浅野本町一ノ七ノ一

五 浅岡一雄 外一万六千三百三十九名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一四〇号 平成五年十月十二日受理

患者給食の充実と改善等に関する請願

請願者 富山県追分茶屋六六 佐藤律子

外一万六千四百一十一名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一四一号 平成五年十月十二日受理

患者給食の充実と改善等に関する請願

請願者 北海道函館市桔梗町一五〇ノ四三

花岡要子 外一万六千四百十名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一四二号 平成五年十月十二日受理

患者給食の充実と改善等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市富松町一丁目 瀬口 武 外一万六千四百十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一四三号 平成五年十月十二日受理

患者給食の充実と改善等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市上厨川字杉原五八ノ六 齊藤ミチ 外一万六千四百十名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一四四号 平成五年十月十二日受理

患者給食の充実と改善等に関する請願

請願者 新潟県南津市大字加茂歌代一三三ノ五 後藤征子 外一万六千四百十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一四五号 平成五年十月十二日受理

患者給食の充実と改善等に関する請願

請願者 京都市左京区静海市原町三七七久保イサ 外一万六千四百十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一四九号 平成五年十月十三日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(一通)

請願者 宮崎清水三ノ一ノ二九 原田 恒夫 外一名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一五一号 平成五年十月十三日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(二通)

請願者 秋田市外旭川字八幡田五三五ノ二

○山崎洋一 外一名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一五二号 平成五年十月十三日受理

国民医療改善に関する請願

請願者 横浜市神奈川区金港町五ノ三六東 興ビル 河野和夫 外四千五百九十四名

紹介議員 千葉 景子君

「健康で長生きしたい」、「いつでもどこでもだれでも、お金の心配なく安心して良い医療を受けたい」。これはすべての国民、患者の願いである。憲法第二十五条は、国民がひとしく健康で文化的な生活を送る権利をうたい、これらの願いを実現する国の責任を明らかにしている。しかし、政府はこの十年間、医療・福祉への国庫負担を減らし、国民の負担を増やすなど、国民の命と健康をないがしろにしている。特に高齢者に対しては、顕著に表れている。老人を不当に差別し、入院が長くなるほど病院の収入が減る診療報酬制度の下で、高齢者の入院を病院が断らざるを得ない事態が生まれている。また差額ベッド代やおむつ代、お世話料といった保険外の負担も大きなものになっている。低い給付率や保険証の取上げなどで、健康保険で安心して医療が受けられない状況が拡大している。これらの状況は、老人保健法、健康保険法、国民健康保険法、医療法、診療報酬などの「改正」を通じて作り出されてきた。さらに病院給食を自己負担にする、医療法を再「改正」し医療の営利市場化を一層進める、公的保険による医療の範囲を狭める等々の「改正」を政府は検討している。社会保障としての公的医療保障制度を根本から崩し、国民・患者負担の医療制度にしようとしている。私たちはこのような事態を容認することはできない。こうした諸「改正」をやめるとともに、現在の実施されている差別的仕組みや保険外の負担の改善を強く要請する。医療内容を押し付けられる不十分な医療費保障の下で多くの医療機関が経営困難に陥り、身売りや倒産する所も増えている。安心して受診できる医療機関そのものも削減されている。深刻さを増す看護婦不足の下で、医療現場に働く従事者の仕事内容も大変厳しいものになっている。このことは入院しても十分な看護を受けられない状況を作り出している。看護婦を始め医療・福祉従事者の確保など、医療機関が患者の医療要求にまともに対応できるように、それを保障する診療報酬の改善が必要である。診療報酬の改善に当たっては国民・患者負担の増加にならないよう国庫負担など公費で保障されるよう要請する。ついでに、次の事項について実現を図らねばならない。

一、すべての患者・国民が「いつでもどこでも、だれもお金の心配なく、安心して良い医療が」受けられるよう、国庫負担を増やすなど国が責任を持つ健康保険を充実させ、より良い医療と看護を保障すること。

1 健康保険制度の患者負担を軽減すること。

2 六歳未満のすべての乳幼児医療費を無料にすること。

3 健康保険で良い入れ歯ができるようにすること。

4 医療に対する国庫負担を増やし診療報酬を十%以上引き上げること。また、老人を差別する診療報酬を是正すること。

5 患者負担が増える医療の営利化を進める医療法の改定を行わないこと。

6 国の財政的保障で地域の医療・福祉を拡充すること。

容認することはできない。こうした諸「改正」をやめるとともに、現在の実施されている差別的仕組みや保険外の負担の改善を強く要請する。医療内容を押し付けられる不十分な医療費保障の下で多くの医療機関が経営困難に陥り、身売りや倒産する所も増えている。安心して受診できる医療機関そのものも削減されている。深刻さを増す看護婦不足の下で、医療現場に働く従事者の仕事内容も大変厳しいものになっている。このことは入院しても十分な看護を受けられない状況を作り出している。看護婦を始め医療・福祉従事者の確保など、医療機関が患者の医療要求にまともに対応できるように、それを保障する診療報酬の改善が必要である。診療報酬の改善に当たっては国民・患者負担の増加にならないよう国庫負担など公費で保障されるよう要請する。ついでに、次の事項について実現を図らねばならない。

一、すべての患者・国民が「いつでもどこでも、だれもお金の心配なく、安心して良い医療が」受けられるよう、国庫負担を増やすなど国が責任を持つ健康保険を充実させ、より良い医療と看護を保障すること。

1 健康保険制度の患者負担を軽減すること。

2 六歳未満のすべての乳幼児医療費を無料にすること。

3 健康保険で良い入れ歯ができるようにすること。

4 医療に対する国庫負担を増やし診療報酬を十%以上引き上げること。また、老人を差別する診療報酬を是正すること。

5 患者負担が増える医療の営利化を進める医療法の改定を行わないこと。

6 国の財政的保障で地域の医療・福祉を拡充すること。

第一五五号 平成五年十月十四日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 岐阜市大洞桜台四ノ一七 松田之利

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一五七号 平成五年十月十四日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(二通)

請願者 山形市北江保五二ノ一 海和博司 外一名

紹介議員 清水嘉子君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

十月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、医療保険による良い入れ歯の保障に関する請願(第一八八号)

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(第一九八号)

一、障害者施策の推進に関する請願(第二〇四号)

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第二二三号)(第二三七号)(第二三八号)(第二三九号)(第二四〇号)(第二四一号)

第一八八号 平成五年十月十八日受理

医療保険による良い入れ歯の保障に関する請願

請願者 茨城県牛久市刈谷町五ノ九一 西原里志 外百三十五名

紹介議員 西山登紀子君

健康に老いることは国民だれもの切実な願いである。快適な食生活は健康のもとであり、特に高齢者が住んでいる中、いつまでも自分の歯で食事ができるようにと、だれもが望んでいる。しかし、我が国では約千万人の人々が総入れ歯が部分入れ歯を使っており、その約半数の人々が「入れ歯の具合が悪い」と不満を持ち、「自由診療だと多額の料金がかかる」と悩んでいる。入れ歯は、すべて手作りである歯科医師と歯科技工士が手間をかけてつくる。しかし、医療保険から支払われる料金(診療報酬)は、歯科医師の診断や設計、入れ歯

の製作に当たる歯科技工士の評価が低く、総入れ歯一つに約二万五千円しか支払われない。また、入れ歯が合うように何度調整しても指導料千五百円が一回しか支払われず、後は一回二百七十円の再診料しか支払われない。このため歯科医院は、治療や説明に十分時間をかけると赤字となる。歯科技工士は低い技工料金の下で、長時間労働、低賃金のため資格を捨てて転職する人が増えている。国民は医療保険で、良い入れ歯が費用の心配なく保障されることを望んでおり、これは憲法で定められた国民の権利である。また歯科医師、歯科技工士は十分手間をかけて保険の入れ歯づくりに取り組めるよう、適正な費用が支払われることを望んでいる。ついでには、国民と医療従事者の共通の願いにこたえ、医療保険制度を充実させるため、次の事項について速やかに実現を図られたこと。

一、国民に保険で良い入れ歯を保障すること。
二、入れ歯に要する保険点数と制度を改善すること。

第一九八号 平成五年十月十九日受理
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願
(一通)
請願者 千葉県流山市北一三四ノ一四七
落合希子 外一名
紹介議員 日下部博代子君
この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二〇四号 平成五年十月十九日受理
障害者施策の推進に関する請願
請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 細貝幸也
紹介議員 吉川 芳男君
障害者が社会の一員として生き生きと暮らしていけることが望まれる中で、政府は、「国連・障害者の十年」以降の新たな長期的視点に立った「障害者対策に関する新長期計画」を策定し、障害者対策を推進しているところである。この新長期計

画では、障害者の完全参加と平等を目指すために、引き続き施策の一層の充実強化が求められており、地方公共団体においても、長期的な計画の下に、障害者の意見を反映した積極的な施策の推進を図ることが期待されているところである。ついでには、障害者対策の一層の推進を図るため、地方公共団体に対する、人的、財政的支援を充実強化されたい。

第二二三号 平成五年十月二十日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 東京都世田谷区宮坂三ノ三五ノ九
三〇 渋谷隆 外六万三千三百六名
紹介議員 栗原 君子君

人類最初の核戦争であった広島・長崎への原爆投下から、四十八年がたった。直爆死した人を含め、この間に数十万の被爆者が無念のうちに亡くなった。生存している三十四万余の被爆者は、高齢化、病弱化が進んでいる。日本原水爆被害者団体協議会と厚生省が行った調査は、今なお続く被爆者の苦しみと原爆の反人間性を明らかにした。被爆者は、その体験から「再び被爆者をつくるな」と願い、「核戦争を起さずな、核兵器を無くせ」、「原爆被害者援護法を今すぐ」と訴えている。被爆以来半世紀を目前にした今、地方議会の援護法制定促進決議は全地方議会の三分の二、住民人口にして一億人を超え、国会議員の賛同署名も全議員の三分の二に達している。ついでには、「人間として死ぬことも生きることも許されない」非人道で国際法違反の核兵器を全廃させる願いを込めて、今こそ、唯一の被爆国として、核戦争拒否、核兵器廃絶のあかしとして、次の事項について実現を図られたい。

一、次の内容を含む原爆被害者援護法を制定すること。
1 再び被爆者をつくらないとの決意を込め、原爆被害者に対する国家補償を行うことを趣旨とする。こと。
2 原爆死没者の遺族に弔慰金と遺族年金を支

給すること。
3 被爆者の健康管理・治療・療養をすべて国の責任で行うこと。
4 被爆者全員に被爆者年金を支給すること。障害を持つ者には加算すること。

第二三七号 平成五年十月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長野県松本市石芝三ノ一ノ二
津田久栄 外七千七百八十三名
紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二三八号 平成五年十月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長野県松本市内田五四六ノ三 松沢好哲 外七千七百八十三名
木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二三九号 平成五年十月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長野県上田市舞田一〇一ノ二 中村栄子 外七千七百八十三名
高桑 栄松君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二四〇号 平成五年十月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長野県小県郡真田町大字長一、二五ノ一 上原欽次 外七千七百八十二名
紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二四一号 平成五年十月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長野県岡谷市湖畔一ノ二四ノ一〇 小口順啓 外七千七百八十二名

紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

平成五年十一月九日印刷

平成五年十一月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D